

議案第3号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別  
紙のとおり定める。

令和7年2月19日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日から施行されるこ  
とに伴い、本市の関係条例において所要の改正を行うため、提案するものであ  
る。

京田辺市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
(案)

(京田辺市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 京田辺市職員の給与に関する条例（昭和32年京田辺市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第17条の2及び第17条の3中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(京田辺市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第2条 京田辺市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年京田辺市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(京田辺市表彰条例の一部改正)

第3条 京田辺市表彰条例（昭和50年京田辺市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第12条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(京田辺市ラブホテル建築等規制条例の一部改正)

第4条 京田辺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年京田辺市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(京田辺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第5条 京田辺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和59年京田辺市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(京田辺市暴力団排除条例の一部改正)

第6条 京田辺市暴力団排除条例（平成25年京田辺市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(京田辺市土採取の規制に関する条例の一部改正)

第7条 京田辺市土採取の規制に関する条例（令和元年京田辺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第12条」を「次条」に改める。

第15条第1号ア中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第17条第4項中「第16条」を「前条」に改める。

第41条及び第42条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(京田辺市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第8条 京田辺市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（令和元年京田辺市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第17条第1号ア中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第19条第4項中「第18条」を「前条」に改める。

第45条及び第46条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(京田辺市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 京田辺市個人情報保護条例の一部を改正する条例（令和5年京田辺市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第7条から第9条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）

) (有期のものに限る。以下この項において同じ。) が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めの例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

## 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>〔京田辺市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）〕</p> <p>（期末手当の支給制限）</p> <p>第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（3）基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）でその離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>（4）次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>（期末手当の支給の一時差止め）</p> <p>第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>（1）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>（2）（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1）一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>（2）及び（3）（略）</p> <p>6～9（略）</p> <p>〔京田辺市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正（第2条関係）〕</p> <p>（退職報償金支給の制限）</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。</p>	<p>〔京田辺市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）〕</p> <p>（期末手当の支給制限）</p> <p>第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（3）基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）でその離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>（4）次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>（期末手当の支給の一時差止め）</p> <p>第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>（1）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>（2）（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1）一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>（2）及び（3）（略）</p> <p>6～9（略）</p> <p>〔京田辺市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正（第2条関係）〕</p> <p>（退職報償金支給の制限）</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。</p>	
		拘禁刑の新設

## 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者            (2) ~ (5)            [京田辺市表彰条例の一部改正（第3条関係）]            (特別待遇の取消し)            第12条 自治功労者が次の各号のいずれかに該当したときは、第10条の待遇を廃止する。            (1) (略)            (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合            [京田辺市ラブホテル建築等規制条例の一部改正（第4条関係）]            (罰則)            第9条 第3条第2項の規定による同意を得ずラブホテルを建築した者又は第6条第1項の規定による中止命令等に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30,000円以下の罰金に処する。            2 (略)            [京田辺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正（第5条関係）]            (欠格条項)            第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。            (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者            (2) 及び (3) (略)            [京田辺市暴力団排除条例の一部改正（第6条関係）]            (罰則)            第21条 第12条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。            2及び3 (略)            [京田辺市土採取の規制に関する条例の一部改正（第7条関係）]            (説明会の開催等)            第11条 申請予定者は、規則で定めるところにより、第8条第1項の許可（以下「土採取許可」という。）の申請を行うまでに<u>次条</u>に規定する申請書の記載事項（次条第2号及び第5号を除く。）を周知するため、土採取区域の周辺地域の住民等に対し、説明会を開催しなければならない。ただし、申請予定者は、その責めに帰することができない事由により説明会を開催することができない場合には、その旨を</p>	<p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者            (2) ~ (5)            [京田辺市表彰条例の一部改正（第3条関係）]            (特別待遇の取消し)            第12条 自治功労者が次の各号のいずれかに該当したときは、第10条の待遇を廃止する。            (1) (略)            (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合            [京田辺市ラブホテル建築等規制条例の一部改正（第4条関係）]            (罰則)            第9条 第3条第2項の規定による同意を得ずラブホテルを建築した者又は第6条第1項の規定による中止命令等に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30,000円以下の罰金に処する。            2 (略)            [京田辺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正（第5条関係）]            (欠格条項)            第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。            (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者            (2) 及び (3) (略)            [京田辺市暴力団排除条例の一部改正（第6条関係）]            (罰則)            第21条 第12条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。            2及び3 (略)            [京田辺市土採取の規制に関する条例の一部改正（第7条関係）]            (説明会の開催等)            第11条 申請予定者は、規則で定めるところにより、第8条第1項の許可（以下「土採取許可」という。）の申請を行うまでに<u>第12条</u>に規定する申請書の記載事項（次条第2号及び第5号を除く。）を周知するため、土採取区域の周辺地域の住民等に対し、説明会を開催しなければならない。ただし、申請予定者は、その責めに帰することができない事由により説明会を開催することができない場合には、その</p>	拘禁刑の新設 拘禁刑の新設 拘禁刑の新設 拘禁刑の新設 字句の整理

## 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>速やかに市長に届け出るとともに、周辺地域の住民等に対して、戸別訪問の方法による説明又は土採取計画概要書の提供を行い、かつ、周辺地域の住民等の見やすい場所に土採取計画概要書を掲示しなければならない。</p> <p>2 (略) (許可の基準)</p> <p>第15条 市長は、土採取許可の申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第8条第1項の許可をするものとする。</p> <p>(1) 申請者及び施工者が次のいずれにも該当しないこと。 ア この条例又はこの条例に基づく処分に違反し、<u>拘禁刑</u>又は罰金の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの</p> <p>イ～シ (略)</p> <p>(2)～(12) (略) (変更の許可等)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 第9条、第10条第4項及び第5項、第11条並びに第13条から前条までの規定は、第1項の規定による変更の許可について準用する。この場合において、第15条第5号中「第10条第1項」とあるのは「第10条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(5) (略)</p> <p>第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1) 及び (2) (略)</p> <p>[京田辺市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正（第8条関係）] (許可の基準)</p> <p>第17条 市長は、埋立て等許可の申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第10条第1項の許可をするものとする。</p>	<p>旨を速やかに市長に届け出るとともに、周辺地域の住民等に対して、戸別訪問の方法による説明又は土採取計画概要書の提供を行い、かつ、周辺地域の住民等の見やすい場所に土採取計画概要書を掲示しなければならない。</p> <p>2 (略) (許可の基準)</p> <p>第15条 市長は、土採取許可の申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第8条第1項の許可をするものとする。</p> <p>(1) 申請者及び施工者が次のいずれにも該当しないこと。 ア この条例又はこの条例に基づく処分に違反し、<u>懲役</u>又は罰金の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの</p> <p>イ～シ (略)</p> <p>(2)～(12) (略) (変更の許可等)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 第9条、第10条第4項及び第5項、第11条並びに第13条から第16条までの規定は、第1項の規定による変更の許可について準用する。この場合において、第15条第5号中「第10条第1項」とあるのは「第10条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(5) (略)</p> <p>第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1) 及び (2) (略)</p> <p>[京田辺市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正（第8条関係）] (許可の基準)</p> <p>第17条 市長は、埋立て等許可の申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第10条第1項の許可をするものとする。</p>	
		拘禁刑の新設
		字句の整理
		拘禁刑の新設
		拘禁刑の新設

## 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(1) 申請者及び施工者が次のいずれにも該当しないこと。          ア この条例又はこの条例に基づく処分に違反し、<u>拘禁刑</u>又は罰金の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの          イ～シ (略)</p> <p>(2)～(14) (略)          (変更の許可等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 第11条、第12条第4項及び第5項、第13条並びに第15条から<u>前条</u>までの規定は、第1項の規定による変更の許可について準用する。この場合において、第17条第5号中「第12条第1項」とあるのは「第12条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。          (1)～(6) (略)</p> <p>第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。          (1)及び(2) (略)</p> <p>〔京田辺市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正（第9条関係）〕</p> <p>附 則</p> <p>第7条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する旧個人情報が記録された電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行日以後に当該旧実施機関以外の者に提供（以下「外部提供」という。）したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。          (1)～(3) (略)</p> <p>第8条 前条各号に掲げる者が、その取扱事務に関して知り得た旧個人情報であって、公文書（旧実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（こ</p>	<p>(1) 申請者及び施工者が次のいずれにも該当しないこと。          ア この条例又はこの条例に基づく処分に違反し、<u>懲役</u>又は罰金の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの          イ～シ (略)</p> <p>(2)～(14) (略)          (変更の許可等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 第11条、第12条第4項及び第5項、第13条並びに第15条から<u>第18条</u>までの規定は、第1項の規定による変更の許可について準用する。この場合において、第17条第5号中「第12条第1項」とあるのは「第12条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。          (1)～(6) (略)</p> <p>第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。          (1)及び(2) (略)</p> <p>〔京田辺市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正（第9条関係）〕</p> <p>附 則</p> <p>第7条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する旧個人情報が記録された電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行日以後に当該旧実施機関以外の者に提供（以下「外部提供」という。）したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。          (1)～(3) (略)</p> <p>第8条 前条各号に掲げる者が、その取扱事務に関して知り得た旧個人情報であって、公文書（旧実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（こ</p>	<p>拘禁刑の新設</p> <p>字句の整理</p> <p>拘禁刑の新設</p> <p>拘禁刑の新設</p> <p>拘禁刑の新設</p>

## 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下この条において同じ。）及び電磁的記録であって、旧実施機関が保有しているものをいう。）又は指定管理者文書（指定管理者の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であって、指定管理者が保有しているものをいう。）に記録されたものを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的でこの条例の施行日以後に外部提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第9条 附則第7条に定めるもののほか、附則第4条第3号に規定する者又は附則第5条第2号に規定する者が、この条例の施行日以後にその業務に関して知り得た個人の秘密に属する旧個人情報を漏らしたときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は3万円以下の罰金に処する。</p>	<p>これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下この条において同じ。）及び電磁的記録であって、旧実施機関が保有しているものをいう。）又は指定管理者文書（指定管理者の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であって、指定管理者が保有しているものをいう。）に記録されたものを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的でこの条例の施行日以後に外部提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第9条 附則第7条に定めるもののほか、附則第4条第3号に規定する者又は附則第5条第2号に規定する者が、この条例の施行日以後にその業務に関して知り得た個人の秘密に属する旧個人情報を漏らしたときは、1年以下の<u>懲役</u>又は3万円以下の罰金に処する。</p>	<p>拘禁刑の新設</p> <p>拘禁刑の新設</p>